

# 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会設置要綱

平成 30 年 12 月 1 日 施行

## (目的)

第 1 条 市内の保・幼・小連携実施機関（保育園、幼稚園、認定こども園等、小学校及び学童保育所をいう。以下同じ。）の子どもの成長に資する連携並びに保・幼・小連携関連機関（保健福祉センター、児童館、子ども家庭支援センター、放課後子ども教室、障害児療育機関等）を含めた子どもの成長に関する共通認識を図るため、「八王子市保・幼・小子育て連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌)

第 2 条 協議会は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、別に定める「八王子市保・幼・小連携の推進に関するガイドライン」に則り、次の事項を行う。

- (1) 保・幼・小連携の実践における情報交換及び意見交換
- (2) 義務教育就学前から就学への円滑な接続に資する講座・研修等の開催

## (組織)

第 3 条 協議会は、別表 1 に定める者（以下「構成員」という。）及び人数をもって組織する。

- 2 構成員は、職により指定されている者以外の者は、所属団体又は所属組織からの推薦によるものとする。
- 3 前項による推薦がない場合は、子ども家庭部長が依頼する。
- 4 任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長 1 名及び副会長 2 名を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、会長又は副会長が欠け、前項の規定によりがたい場合は、第 1 項の互選を行うこととし、その互選により定められた者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議の開催)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、議事の進行を行うものとする。

- 2 構成員は、都合により協議会に出席できない場合は、別の者を指名し、協議会に出席させることができる。

## (事務局会議)

第 6 条 協議会に事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、協議会の簡易な議題に関する連絡調整及び円滑な進行を目的として開催し、会長が招集する。
- 3 事務局会議は、会長、副会長及び子どものしあわせ課長で組織し、必要に応じて会長がその他の者を指名する。

## (ブロック会議)

第 7 条 協議会は、保・幼・小連携実施機関及び児童館等の個々の実践的な取組を進めるため、地域別に会議（以下「ブロック会議」という）を設けることができる。

- 2 協議会は、ブロック会議の構成に関することを定め、運営に関することは、ブロック会議に委任する。

(職務)

第8条 構成員は、その所属団体又は所属組織の職務として、かつその職務の範囲内で出席するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の事務局は、子どものしあわせ課に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会規約（平成12年5月11日制定）は、平成30年11月30日を以って廃止する。

(経過措置)

3 前項の規約による平成30年度の委員については、第3条によるものとして代えるものとする。この場合の任期については、同条第4項の規定に関わらず、平成32年(2020年)3月31日までとする。

4 附則第2項の規約による平成30年度の会長及び副会長については、第4条によるものとして代えるものとする。この場合の任期については、同条第4項の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

別表1（第3条関係）

構成員	人数
私立保育園を代表する者	3名
私立幼稚園を代表する者	3名
八王子市小児・障害メディカルセンター職員	1名
子ども家庭部長	1名
子ども家庭部子どものしあわせ課長	1名
子ども家庭部保育幼稚園課長	1名
子ども家庭部保育幼稚園課（保育園職員）	2名
子ども家庭部児童青少年課長	1名
子ども家庭部児童青少年課（児童館職員）	1名
八王子市学童保育所条例で規定する学童保育所の指定管理者を代表する者	2名
子ども家庭部子ども家庭支援センター館長	1名
学校教育部統括指導主事	1名
学校教育部学校教育政策課長	1名
学校教育部指導課指導主事	2名
八王子市立学校設置条例に規定する小学校を代表する者	4名